

## 一般廃棄物処分業許可証

住 所 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3  
 氏 名 株式会社西東京リサイクルセンター  
     代表取締役 植田 徹也

〔法人にあっては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名〕

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 49 条第 2 項の規定により、  
下記のとおり許可する。

令和 4 年 1 月 24 日

羽村市長 橋本 弘山



取り扱う一般廃棄物の種類	事業系生ごみ
収集、運搬、処分の区別	処分（メタン発酵による中間処理）
作業場所	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3
許可番号	許可一廃処第 5 号
許可の有効期限	令和 4 年 1 月 25 日から 令和 6 年 1 月 24 日まで
許可の条件	裏面のとおり

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、羽村市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、羽村市を被告として（訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

変更事項			
変更年月日及び許可番号	件名	変更内容	印

## 許可条件

1. 作業時間については、原則として午前8時から午後5時までとする。
2. 中間処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「東京都環境確保条例」、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、「羽村市環境基本条例」、その他の関係法令の規定を厳守すること。
3. 操業に当たっては、周辺環境に十分配慮すること。
4. 羽村市以外の一般廃棄物は、原則として処分することはできない。  
ただし、羽村市と排出元市町村等との協議等により搬入が認められた市町村に限り、許可の範囲内において処分することができる。  
なお、協議を行うことができるのは青梅市・福生市・瑞穂町のみとする。
5. 每年4月1日から翌年3月31日までの実績を4月30日までに「一般廃棄物処理実績報告書」にて本市へ報告すること。  
また、月次報告を翌月の20日までに「一般廃棄物処分業 内訳書」にて本市へ報告すること。
6. 周辺住民とトラブル等が生じた場合、誠意を持って自社で対応すること。
7. その他生活環境保全等の目的を達成するため、本市の指示するところに従うこと。